

区分	減免の対象	減免の割合又は減免額
条例第 79 条第 1 項第 1 号に該当するもの	生活保護を受ける者又は社会事業団体等の扶助を受ける者が所有する固定資産	生活保護等を受けることとなった日以後に納期の末日が到来する年度分の納期に係る税額の全部
条例第 79 条第 1 項第 2 号に該当するもの	公益のために専用されている固定資産(有料で使用するものを除く。)	当該事由の該当する期間中に到来する納期に係る税額の全部
条例第 79 条第 1 項第 3 号に該当するもの	(1) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産(土地に限る。)	当該事由が発生した日の属する年度分の税額のうち、同日以後に納期の末日の到来する税額について、次に掲げる区分に応じて定める割合
		ア 被害面積が当該土地の面積の 8 割以上であるとき 全部
		イ 被害面積が当該土地の面積の 6 割以上 8 割未満であるとき 8 割
		ウ 被害面積が当該土地の面積の 4 割以上 6 割未満であるとき 6 割
		エ 被害面積が当該土地の面積の 2 割以上 4 割未満であるとき 4 割
	(2) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産(家屋及び償却資産に限る。)	当該事由が発生した日の属する年度分の税額のうち、同日以後に納期の末日の到来する税額について、次に掲げる区分に応じて定める割合
		ア 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき 全部
		イ 主要構造部分に著しく損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、当該家屋の評価額の 6 割以上の価値を減じたとき 8 割
		ウ 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、当該家屋の評価額の 4 割以上 6 割未満の価値を減じたとき 6 割
		エ 下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、当該家屋の評価額の 2 割以上 4 割未満の価値を減じたとき 4 割

条例第 79 条第 1 項第 4 号に該当するもの	(1) 次のいずれかに該当する法人が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業の用に供する固定資産	当該事由の発生した日以後に納期の末日が到来する税額の全部
	ア 公益社団法人及び公益財団法人	
	イ 法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人	
	ウ 地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体	
	エ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人	
	オ 建物の区分所有等に関する法律第 47 条第 2 項に規定する管理組合法人、同法第 66 条に規定する団地管理組合法人及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律第 5 条に規定するマンション建替組合	
(2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 134 条第 1 項に規定する各種学校(私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 64 条第 4 項の法人が設置するものを除く。)において、直接教育の用に供する固定資産(家屋に限る。)	5 割以内の範囲で市長が適当と認める割合	
(3) 賦課期日後に法第 348 条第 2 項第 10 号から第 10 号の 10 までに掲げる固定資産に該当するに至ったもの	当該事由の発生した日以後に納期の末日が到来する税額の全部	